(2)　無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許記録又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。
［(3)・(4)　略］	
(5)　船舶又は航空機関係事項	
ア　船舶局	免許記録又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。
イ　航空機局	免許記録又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、航空機登録証明書、耐空証明書等と照合し、確認する。
［2　略］	

［注１・注２　略］

［一の二・二　略］

三　総合試験

［略］

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
［１・２　略］		
３　地上基幹放送局	(1)　免許記録に記録され、又は無線局事項書の写しに記載された放送区域内における受信状況を確認する。 ［(2)・(3)　略］	［略］
［４～６　略］		

［注１・注２　略］

(2)　［同左］	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。
［(3)・(4)　同左］	
(5)　［同左］	
ア　［同左］	免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。
イ　［同左］	免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、航空機登録証明書、耐空証明書等と照合し、確認する。
［2　同左］	

［注１・注２　同左］

［一の二・二　同左］

三　総合試験

［同左］

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
［１・２　同左］		
３　［同左］	(1)　免許状若しくはその電磁的記録による写し又は無線局事項書の写しに記載された放送区域内における受信状況を確認する。 ［(2)・(3)　同左］	［同左］
［４～６　同左］		

［注１・注２　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日から五年を経過する日までの間は、この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第二百七十九号第二項並びに第三項第一号及び第三号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。